

井上さんから 川越さんに 人権擁護委員就退任

人権擁護委員は、日ごろ、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくという任務を持った方々です。高島市では各地域より14人の方々が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されています。

このたび安曇川町の井上晴夫さんの任期満了に伴い、1月から同町の川越清司さんが、人権擁護委員にご就任されました。今後ともよろしくをお願いします。

また井上晴夫さんには6年間、地域の人権を守るためご尽力頂きました。本当にありがとうございました。

☎人権施策課 ☎(25)8524

猫の飼い方とマナー 《飼い猫について》 ◇家の中で飼いましょう

猫を家庭で飼育する場合、周辺の生活環境の保全に努め、フンや尿、毛などで公共の場所や他人の土地、建物などを汚さないようにしなければなりません。

人に迷惑をかけることのないように、猫は家の中で飼うようにしましょう。

《飼い主のいない猫について》 ◇無責任な餌やりはやめましょう

餌を与えることは動物愛護上決して間違った行為ではありません。

しかし、地域の中には猫が苦手な方や、フンなどの被害でお困りの方がおられます。餌をやることによって猫が増えトラブルを招く恐れがありますので、無責任な餌やりはやめましょう。

☎環境政策課 ☎(25)8123



JR近江今津駅に近い 公営有料駐車場開設



「通勤用に駐車場を確保したい！」
「駅に近いところで、確実に駐車したい!!」
そんな、ご要望にお応えし、近江今津駅に近くて、便利な公営有料駐車場を4月1日にオープンします。

只今申し込みを受け付けていますので、ご利用を希望される方は、お早めにお申し込みください。

▼申 込 方 法

申請書・運転免許証の写し・駐車する車両の車検証の写しを添付のうえ、交通景観政策課へお申し込みください。

勤務の都合等で、直接持参できない方は、申請書類等を郵送いただいても結構です。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

▼申 込 期 限 2月26日（金）まで

▼使 用 料 月ぎめ 5,000円／1区画

▼使 用 期 間 平成22年4月1日～平成23年3月31日
（1か月単位での申し込みが可能です）

▼募集区画数 全70区画

▼そ の 他

- ・申し込みが区画数を越えた場合は抽選となります。
- ・冬季における除雪は利用者が行なってください。
- ・区画場所の指定は管理者で行います。

☎・☎

交通景観政策課

〒520-1631 高島市今津町名小路1丁目4-1

☎(22)0904



車椅子マークがある区画は 身体障害者専用駐車場です

市内のJR湖西線各駅前の市営駐車場には、身体の不自由な方の駐車スペースを確保するため、身体障害者専用駐車場として、車椅子のマークを明示した区画を2区画から5区画設置しています。

しかし、専用駐車場であるにもかかわらず、「停める人はそんなにいないだろう・・・」「ひとりくらい停めても・・・」「ちょっとだけなら・・・」という身勝手な人たちの車で、早朝から一杯です。

この身体障害者専用駐車場を、本来必要とする方が安心して利用できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



平成21年分 税の申告が始まります！

2月16日（火）～3月15日（月） 市民税・県民税の申告と所得税の 確定申告は自分で書いてお早めに

平成21年分の所得税の確定申告と市民税・県民税の申告受付が始まります。申告期間中の各会場の受付曜日は右表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

（注）今津税務署では、市民税・県民税申告書の受付はできません。
できる限り、開設時間終了30分前までにお越しください。

申告が必要な方

所得税の確定申告

- ・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成21年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方。
- ・給与所得者で、次の①～③に当てはまる方
 - ①給与収入金額が2千万円を超える方
 - ②給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - ③2か所以上から給与を受けている方

※給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は、市役所でも受け付けできます。ただし、次に該当する方は税務署で申告してください。

- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

☎今津税務署 ☎(22)2561

市民税・県民税の申告

平成22年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告書を提出した方
- ②前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方。（勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限ります。）

※所得が全くない方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

☎市役所税務課 ☎(25)8116

インターネット をご利用の方

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「http://www.nta.go.jp」の「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。また、確定申告書等をインターネットで提出できる、e-Tax（事前の届出が必要です。）をぜひご利用ください。
☎今津税務署 ☎(22)2561

申告に必要なもの

- ・申告書用紙、または確定申告のお知らせはがき（送付のあった方）
- ・印鑑
- ・給与所得者は、「給与所得の源泉徴収票」
- ・公的年金の受給者は、「公的年金等の源泉徴収票」
- ・生命保険料や地震保険料などの支払金額の証明書
- ・国民年金保険料および国民年金基金の支払金額の証明書（控除証明書）
- ・国民健康保険税（料）および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額を確認できる資料
- ・医療費控除を受けようとされる方は、平成21年中に支払った医療費の領収書（領収書はあらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。）
- ・事業所得者等は収支内訳書
 - 営業や農業による収入がある方はあらかじめご自分で収支内訳書を作成したうえで申告にお越しください。
- ・所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号（申告者名義のもの）
- ・その他（申告の内容により必要な書類があります。）

所得証明書等について

申告されないと、所得証明書を発行できない場合があります。また、申告を必要としない方でも、国民健康保険加入者は、国民健康保険税の軽減等を受けられる場合がありますので、必ず申告してください。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請をされる方等についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。